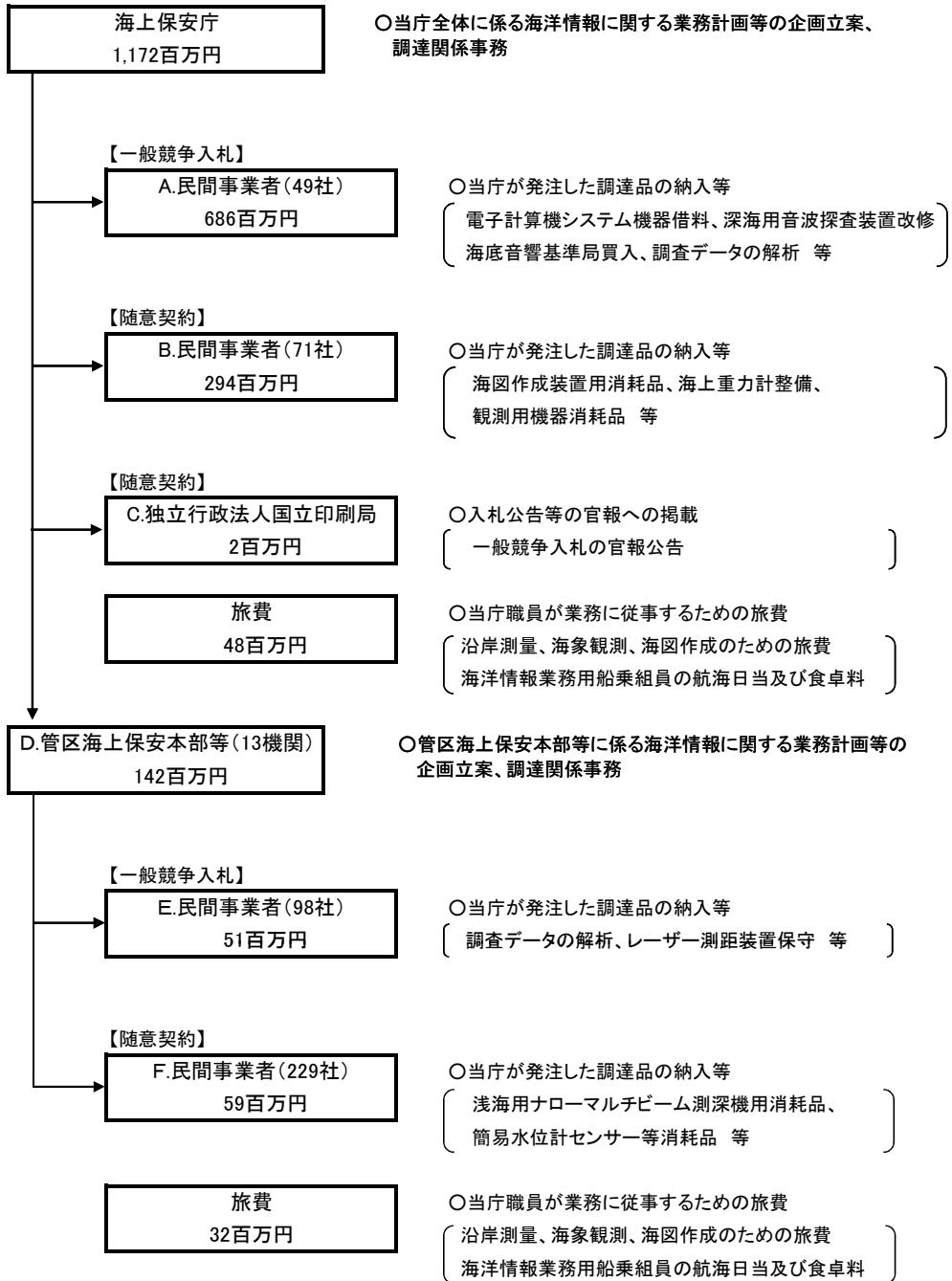


行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	海洋情報に関する経費		事業開始年度	昭和23年度		作成責任者																																																						
担当部局庁	海上保安庁海洋情報部		担当課室	企画課		課長 小川 晴基																																																						
会計区分	一般会計		上位政策	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 (船舶交通の安全と海上の治安確保)																																																								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	海上保安庁法第5条1項19～21号		関係する計 画、通知等	-																																																								
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。																																																											
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形図等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の作成や修正に資するための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。																																																											
実施状況	<p>●年度別整備事業費</p> <p>【平成19年度】(当初予算)749百万円・(補正予算)△0.3百万円 (主要整備事項) 測量・観測機器の維持、海図作成装置の借入等 ・海図128図・電子海図93図刊行、沿岸測量等186カ所、海流観測等39カ所等</p> <p>【平成20年度】(当初予算)899百万円・(補正予算)△7百万円 (主要整備事項) 測量・観測機器の維持、海図作成装置の借入等 ・海図101図・電子海図84図刊行、沿岸測量等234カ所、海流観測等37カ所等</p> <p>【平成21年度】(当初予算)757百万円・(補正予算)433百万円 (主要整備事項) 測量・観測機器の維持、海図作成装置の借入等 ・海図111図・電子海図12図刊行、沿岸測量等245カ所、海流観測等38カ所等</p>																																																											
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求																																																						
	予算額(補正後)	749	892	1,190	798																																																							
	執行額	747	874	1,172																																																								
	執行率	99.7%	98.0%	98.5%																																																								
	総事業費(執行ベース)	-	-	-																																																								
自己点検	支出先・ 用途の把握水準・ 状況	支出先は、契約相手である観測用消耗品、調査データの解析機器の販売等を行っている民間事業者等であり、その使途についても当該契約の履行に必要な経費として把握しており、また契約の履行内容は検査等により確認を行っている。																																																										
	見直しの 余地	海図作成のため、全国の験潮所で潮汐観測を実施していたが、他の機関のデータを活用できる験潮所については廃止したほか、験潮所の通信システムについて、高コストの専用回線から低コストのインターネット回線に移行することで、通信経費の節減を図っているところであるが、財政上の制約も踏まえ、引き続き節減に努めていく。 調達については、極力会計法等に基づく一般競争入札によっているところであり、今後とも一層の競争性の確保等に取り組んでいく。																																																										
予算 チーム 監視 の 所 効 見 率																																																												
補 記	<p>【予算科目】</p> <p>・015 船舶交通安全及海上治安対策費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(21年度予算額)</th> <th>(21年度決算見込額)</th> <th></th> <th>(21年度予算額)</th> <th>(21年度決算見込額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費</td> <td></td> <td></td> <td>・95014-2123-09-2063 水路業務庁費</td> <td>466百万円</td> <td>463百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2111-05-0710 非常勤職員手当</td> <td>3百万円</td> <td>3百万円</td> <td>・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費</td> <td>435百万円</td> <td>435百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2129-06-0110 諸謝金</td> <td>0.2百万円</td> <td>0.2百万円</td> <td>・95014-2123-09-4120 通信専用料</td> <td>26百万円</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-2010 職員旅費</td> <td>26百万円</td> <td>26百万円</td> <td>・95014-2123-09-4221 電子計算機借料</td> <td>114百万円</td> <td>112百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-2517 測地観測旅費</td> <td>3百万円</td> <td>3百万円</td> <td>・95014-2123-09-3710 被服費</td> <td>3百万円</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料</td> <td>53百万円</td> <td>50百万円</td> <td>・95014-2123-09-5010 土地建物借料</td> <td>2百万円</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2122-08-6010 委員等旅費</td> <td>0.1百万円</td> <td>0.1百万円</td> <td>・95014-2123-09-1010 庁費</td> <td>48百万円</td> <td>45百万円</td> </tr> <tr> <td>・95014-2123-09-1010 庁費</td> <td>48百万円</td> <td>45百万円</td> <td>・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金</td> <td>11百万円</td> <td>11百万円</td> </tr> </tbody> </table>							(21年度予算額)	(21年度決算見込額)		(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費			・95014-2123-09-2063 水路業務庁費	466百万円	463百万円	・95014-2111-05-0710 非常勤職員手当	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費	435百万円	435百万円	・95014-2129-06-0110 諸謝金	0.2百万円	0.2百万円	・95014-2123-09-4120 通信専用料	26百万円	20百万円	・95014-2122-08-2010 職員旅費	26百万円	26百万円	・95014-2123-09-4221 電子計算機借料	114百万円	112百万円	・95014-2122-08-2517 測地観測旅費	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3710 被服費	3百万円	3百万円	・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料	53百万円	50百万円	・95014-2123-09-5010 土地建物借料	2百万円	1百万円	・95014-2122-08-6010 委員等旅費	0.1百万円	0.1百万円	・95014-2123-09-1010 庁費	48百万円	45百万円	・95014-2123-09-1010 庁費	48百万円	45百万円	・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金	11百万円	11百万円
	(21年度予算額)	(21年度決算見込額)		(21年度予算額)	(21年度決算見込額)																																																							
・10-95 船舶交通安全及び治安対策に必要な経費			・95014-2123-09-2063 水路業務庁費	466百万円	463百万円																																																							
・95014-2111-05-0710 非常勤職員手当	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3630 航空機及船舶運航費	435百万円	435百万円																																																							
・95014-2129-06-0110 諸謝金	0.2百万円	0.2百万円	・95014-2123-09-4120 通信専用料	26百万円	20百万円																																																							
・95014-2122-08-2010 職員旅費	26百万円	26百万円	・95014-2123-09-4221 電子計算機借料	114百万円	112百万円																																																							
・95014-2122-08-2517 測地観測旅費	3百万円	3百万円	・95014-2123-09-3710 被服費	3百万円	3百万円																																																							
・95014-2122-08-5010 航海日当食卓料	53百万円	50百万円	・95014-2123-09-5010 土地建物借料	2百万円	1百万円																																																							
・95014-2122-08-6010 委員等旅費	0.1百万円	0.1百万円	・95014-2123-09-1010 庁費	48百万円	45百万円																																																							
・95014-2123-09-1010 庁費	48百万円	45百万円	・95014-2725-16-9737 国際水路機関等分担金	11百万円	11百万円																																																							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



【随意契約】

契約の相手方が1者であることが明らかな場合や契約金額が少額である場合も会計法、予算決算及び会計令により随意契約によっているが、少額の場合はなるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が八十万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように記
 載)

A.極東貿易株式会社			E.河津建設株式会社		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	深海用音波探査装置改修等	125	工事費	庁舎等撤去工事	18
計		125	計		18
B.株式会社東洋テクニカ			F.株式会社東陽テクニカ		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	ソフトウェアなど購入	2	役務費	浅海ナローマルチビーム測深機整備等	4
役務費	ナローマルチビーム測深機修理	1			
計		3	計		4
C.独立行政法人国立印刷局			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
役務費	官報掲載料	2			
計		2	計		
C.第三管区海上保安本部			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	庁舎等撤去工事	18			
役務費	音響掃海機等の点検整備	8			
旅費	海象観測等のための旅費	4			
その他	その他の経費	7			
計		37	計		

【別紙】

※支出額は、百万円単位とするため、小数点第1位を四捨五入し、表示している。

A.民間事業者(49社) 686百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	極東貿易株式会社	125
2	日本電子計算機株式会社	100
3	株式会社エス・イー・エイ	84
4	応用地質株式会社	58
5	JA三井リース株式会社	52
6	ニュービルメン協同組合	47
7	日本海洋株式会社	40
8	株式会社イーエムエス	39
9	NECネクサソリューションズ株式会社	38
10	商船三井テクノトレード株式会社	27

E.民間事業者(98社) 51百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	河津建設株式会社	18
2	日立情報通信エンジニアリング株式会社	8
3	株式会社東陽テクニカ	3
4	株式会社アトラス	2
5	同和興業株式会社	1
6	株式会社サンエイチ	1
7		
8		
9		
10		

B.民間事業者(71社) 294百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	株式会社東陽テクニカ	3
2	日本水路図誌株式会社	2
3	三井金属資源開発株式会社	2
4	飯島産業株式会社	1
5	田中産業株式会社	1
6	セナーアンドバーンズ株式会社	1
7	国際電子工業株式会社	1
8	株式会社山口文洋堂	1
9	株式会社エス・イー・エイ	1
10	新光モータース株式会社	1

F.民間事業者(229社) 59百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	株式会社東陽テクニカ	4
2	株式会社浄美社	3
3	株式会社佐々木工務店	2
4	株式会社離合社	2
5	有限会社櫻島造船所	2
6	電応システム株式会社	1
7	日本オーチス・エレベータ株式会社	1
8	千本電機株式会社	1
9	株式会社鈴木工務店	1
10	新生ビルテクノ株式会社	1

D.管区海上保安本部等(13機関) 142百万円		
No.	支出先	支出額 (百万円)
1	第三管区海上保安本部	37
2	第五管区海上保安本部	22
3	第七管区海上保安本部	14
4	第十管区海上保安本部	12
5	第十一管区海上保安本部	10
6	第八管区海上保安本部	10
7	第四管区海上保安本部	9
8	第六管区海上保安本部	7
9	第一管区海上保安本部	7
10	第二管区海上保安本部	6